

手形法小切手法

鈴木竹雄

法律学

手形法・小切手法

鈴木 竹雄

法律学全集

32



有斐閣

法律学全集 32

手形法・小切手法

昭和 32 年 1 月 10 日 初版第 1 刷発行

昭和 54 年 7 月 20 日 初版第 46 刷発行

著 作 者 ^{すず}鈴 ^き木 ^{たけ}竹 ^お雄

東京都千代田区神田神保町 2-17

発 行 者 ^え江 ^{ぐさ}草 ^{ただ}忠 ^{あつ}允

東京都青梅市根ヶ布 1-385

印 刷 者 青 木 勇

東京都千代田区神田神保町 2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座 東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印 刷	株 式 会 社	精	興	社
製 本	株 式 会 社	高	陽	堂
本文用紙	王 子 製 紙 株 式 会 社	春 日 井 工 場		
ク ロ ス	ダ イ ニ ッ ク 株 式 会 社			

© 1957, 鈴木竹雄. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

法律学全集



第一回配本

別 巻

綜合総索引

引 換 券

はしがき

手形法小切手法については、岡野・松本両先生以降数々の著書が公刊され、ことに、田中耕太郎先生の学説の出現により、手形法の理論は根幹的にはほぼ確定されたかのごとき感がある。その後、伊沢教授の詳密な研究が発表され、最近にはまた、竹田省先生のドイツの諸学説を参酌して周到に考えぬかれた書物が公刊されたので、いよいよ問題も出尽し、さらに新たなものを加えうる余地がないようにさえ思われる。従って、いま本書を公刊しても、斯学に何らかの寄与をなしうるや否や、甚だ心もとない次第であるが、本書は従来 of 諸著書に対し多くの点において相当異っている。

第一に、叙述の方法について云えば、従来の著書は、為替手形をまず詳細に説き、約束手形については極めて簡単に為替手形との差異を指摘するに止まるが、本書においては、その順序を逆にして、約束手形をまず取扱ひ、しかも、本書の大半をこれにあてている。これは、現在行われている手形の大部分が約束手形なので、その実際的重要性を考慮したのであるが、それとともに、支払約束を本体とするためその法的構造が比較的簡単な約束手形について、まず手形法の基本的な法律関係を究明し、次いで、為替手形について、そ

れが支払委託を本体とすることに基く相違点を考察し、同じく支払委託証券である小切手をこれに続いて取扱うことが、体系的にもすっきりするのではないかと考えたためである。その上、本書は総論の取扱い方について、従来の著書と著しく違っている。即ち、一般には、手形概念に関連して有価証券の概念に触れるに止まるが、本書は第一章を有価証券の基礎理論の考察にあてている代り、一般に総論ないし総則として説かれている諸制度諸問題は、本書ではこれを約束手形の説明に移し、しかも、手形行為に関するもの以外は、振出・裏書等のところで取扱っている。前者は、手形法の理解のためには、有価証券の本質を把握することを必要と考えたためであり、後者はまた、問題をなるべく具体的な形で取扱うことがその理解を容易ならしめるものと考えたためにほかならない。

しかし、以上は叙述の方法という、いわば形式的処理の問題にすぎないが、本書の説くところは、内容的にも通説と相当異っている。私とすれば、手形法小切手法上の諸制度の目的とその機能とを的確に把握するように終始努力し、その結果当然本書に説いたような結論に達したのであるが、それが果して私の考えるように妥当であるか否かは私の最も危惧するところである。しかし、それが手形法小切手法になお幾多の問題が残されていることを指摘し、新理論発展の契機となりうるならば、もって瞑する次第であって、大方の批判と叱正をえて、さらに今後も思索を続けて行きたいと考える。

なお、本書においては、参加・復本・謄本についてはほんの僅か言及するにすぎなく、さらに、国際手形法・小切手法にいたっては全くこれを割愛した。これによって節約しうる頁数をもっと実用性の多い部分の叙述にあてたためであって、御了承をえたいと思う。

昭和三十一年十二月

鈴木 竹雄

(追記)

本書を執筆してから、すでに約十年になる。その間、手形法、小切手法に関する新しい学説も少なからずあらわれている。その上昭和三十九年の民事訴訟法の一部改正(法一三
五号)によって手形訴訟の制度が採用されるにいたった。

したがって、本書も全面的に書き直したいのであるが、それは本全集の完結を待つて実行するつもりでいる。読者諸兄の御寛恕をお願いする。なお、判例については手形、小切手判例百選(ジュリス
ト別冊)の学説については、現在刊行中の「手形法・小切手法講座」(全五巻
大岡健一
郎・鈴木竹雄編)の参照をおすすめしたい。

(昭和四十年六月)

有斐閣創業80周年記念出版

法律学全集 内容

卷数・書名・執筆者

全 60 卷

†印は未刊

*印は新版・

増補版の近刊

編集顧問

編集委員

我 妻 栄

鈴木竹雄

横田喜三郎

田中二郎

宮沢俊義

兼子 一
石井照久

法 一 般

1 法 哲 学 概 論

加藤新平

2 法 学 概 論

我 妻 栄

公 法

3 憲 法 I〔第3版〕

清宮四郎

4 憲 法 II〔新版〕

宮沢俊義

* 5 I 国 会 法〔新版〕

黒田 党

5 選 挙 法

林田和博

6 行 政 法 総 論

田中二郎

* 7 I 行 政 組 織 法〔新版〕

佐藤 功

* 7 II 公 務 員 法〔新版〕

鶴飼信成

8 地 方 自 治 法

俵 静 夫

9 国 家 補 償 法

今村成和

* 9 II 行 政 争 訟 法〔新版〕

雄川 一 郎

10 財 政 法

杉村章三郎

11 租 税 法

田中二郎

12 I 警 察 法〔増補版〕

田上穰治

* 12 II 防 衛 法〔新版〕

杉村敏正

* 13 公 企 業 法〔新版〕

山田幸男

13 II 公 物 営 造 物 法〔新版〕

原 龍 之 助

14 公 用 負 担 法〔新版〕

柳瀬良幹

27	26	25 II	25 I	24	23	22 II	22 I	21	20	19	18	17	民事法		16 II	16 I	* 15 III	15	15
商法總則〔新版〕	借地・借家法	不動産登記法〔新版〕	戸籍法〔新版〕	相続法〔新版〕	親族法	不法行為〔増補版〕	事務管理・不当利得〔新版〕	契約	債權總論〔新版〕	担保物權法〔新版〕	物權法	民法總則	民事法		医事・衛生法〔新版〕	教育法〔新版〕	水法〔新版〕	土地法	交通通信法
大隅健一郎	星野英一	幾代通	谷口知平	中川善之助 泉久雄	我妻栄	加藤一郎	松坂佐一	来栖三郎	於保不二雄	柚木多喜男 高木馨	舟橋諱一	川島武宜			磯崎辰五郎 高島学司	兼子仁	金沢良雄	田中二郎	園部敏
39	39 I	38	38 II	38	37	36 II	36 I	35	34	* 33 II	33	32	31	30	29	† 28			
競売法	会社更生法〔新版〕	仲裁法	民事調停法〔新版〕	家事審判法	人事訴訟手続法	破産法・和議法	強制執行法各論	民事訴訟法	裁判法〔新版〕	信託法〔増補版〕	社債法	手形法・小切手法	保險法	航空法	海商法	商行為法			
斎藤秀夫	松田二郎	小山昇	小山昇	山木戸克己	山木戸克己	中田淳一	宮脇幸彦	菊井維大	三ヶ月章	兼子守夫 竹下夫	四宮和夫	鴻常夫	鈴木竹雄	大森忠夫	伊沢孝平	石井照久	西原寛一	鈴木昭夫	鈴木昭夫

刑事法

40 刑法総論〔増補版〕 木村 龜二

* 41 刑法各論〔新版〕 阿部純二 増補

42 I 労働刑法総論〔新版〕 平藤 重光

42 II 行政刑法〔新版〕 田川 宗信

42 特別刑法 福田 雄

43 刑事訴訟法 大塚 仁

44 矯正保護法 平野 龍一

44 少年補償法 平野 龍一

労働法・社会法

45 労働法総論〔増補版〕 高田 卓爾

46 労働組合法 石井 照久

47 労働基準法 萩沢清彦 増補

48 労働関係調整法 石川吉右衛門

48 II 公共企業体等労働関係法〔新版〕 有泉 亨

49 社会保障法 野村 平爾

産業法・無体財産法

† 50 農業法 加藤 一郎

* 51 鉱業法〔新版〕 我妻 栄

* 52 I 経済法〔新版〕 豊島 隆雄

52 II 独占禁止法〔新版〕 金沢 良雄

53 証券取引法 今村 成和

54 I 工業所有権法〔新版〕 鈴木 竹雄

54 II 著作權法 河本 一郎

54 協同組合法 西原 寛一

国際法

55 国際法 I〔新版〕 豊崎 光衛

56 国際法 II〔新版〕 上柳 克郎

57 国際法 III〔新版〕 山本 桂一

58 国際組織法〔新版〕 横田 喜三郎

59 国際私法総論 田畑 茂二郎

† 別巻 綜合総索引 折茂 豊

目次

第一章 有価証券	一
----------	---

第一節 有価証券の基礎理論	一
---------------	---

第一款 通説による有価証券の概念	一
------------------	---

第二款 有価証券法理	七
------------	---

第二節 有価証券法	四
-----------	---

第二章 手形・小切手	六
------------	---

第一節 概念	六
--------	---

第二節 有価証券としての特色	四〇
----------------	----

第三節 経済的機能	五二
-----------	----

第四節 沿革	六四
--------	----

第五節 手形法・小切手法	七三
--------------	----

第一款 概念	七三
--------	----

第二款 沿革	其
第六節 手形法学・小切手法学	八
第三章 約束手形	一〇九
第一節 総説	一〇九
第二節 手形行為	一一
第一款 概念	一一
第二款 手形行為の特性	一一六
第三款 手形行為の成立要件	一二六
第一項 証券の記載	一二七
第二項 意思表示	一三三
第三項 証券の交付	一四〇
第四款 他人による手形行為	一四六
第一項 手形行為の代理	一四六
第二項 機関による手形行為	一五二
第三節 基本手形	一七〇
第一款 総説	一七〇

第二款 要件	171
第三款 任意的記載事項	173
第四款 その他の記載事項	180
第五款 白地手形	191
第四節 振出	195
第一款 総説	195
第二款 振出人と受取人との関係	198
第五節 裏書	203
第一款 譲渡裏書	204
第一項 総説	204
第二項 成立	209
第三項 効力	231
第四項 特殊の譲渡裏書	237
第二款 特殊の裏書	266
第六節 支払	276
第一款 満期における支払	277
第二款 満期以外における支払	286

第七節 遡 求	二九一
第八節 特殊の制度	三〇三
第九節 権利の消滅	三〇七
第四章 為替手形	三二七
第一節 総 説	三二七
第二節 基本手形	三二九
第三節 振 出	三三一
第一款 総 説	三三一
第二款 振出人と支払人及び受取人との関係	三三七
第四節 引 受	三三三
第五節 補 説	三三九
第五章 小 切 手	三四四
第一節 総 説	三四四
第二節 基本小切手	三四七

第三節 振 出	三五一
---------	-----

第四節 引受の禁止及び支払保証	三五一
-----------------	-----

第五節 流通、支払及び遡求	三五六
---------------	-----

第六節 補 説	三七〇
---------	-----

主要文献	三七二
------	-----

事項索引	
------	--

第一章 有価証券

第一節 有価証券の基礎理論

手形及び小切手は有価証券の最も代表的なものである。従って、本書は手形法・小切手法をその対象とするものではあるが、これに立ち入るに先き立ち、まずその上概念である有価証券の基礎理論を究明することが必要であると考へる。

第一款 通説による有価証券の概念

一 有価証券なる語は法令中所々に用いられているが(商五〇一條一号二号・五七八條、民訴五八一條、刑一六二條等)、しかし、その意義は必ずしも同じではなく、例えば証券取引法上の有価証券(同法二條)のように特殊な限定が加えられているものもある。(二)従って立法上有価証券とされているものをそのまま学問上の有価証券の概念とすることはできず、むしろ逆に、まず有価証券の本質を洞察してその学問上の概念を定め、それを基礎として法令中の有価証券の意義をそれぞれ適当に位置づけ又は解釈するほかないわけである。ところが、このような学問上の有価証券の概念如何が大問題であって、この点に関する学者の見解が一致せず、確立した概念はまだ成立するにいたっていない。(三)以下には、まずわが国の通説を紹介し、次にその批判に基いて私の見解を述べることにする。

(一) わが国の立法において有価証券なる語は、明治一七年のロエスレル商法草案五条(明治三年の旧商法四条に初めて用いられ、爾後多数の法令中に使われている。しかし有価証券と云っても、例えば同じ民事訴訟法のなかでも、四三〇条・五五九条等は代替性のある大量証券を問題とするのに対し、五八一条以下の有価証券は個別証券をも含む広義のものを考えている。しかし、手形等指図式債権証券については別に六〇三条があるから、五八一条の有価証券は手形等を除外したものと解しなければならぬ。また、証券取引法二条の有価証券は、同法の目的から云って、株券及び社債券等のいわゆる資本証券、即ち、一定の資本を表章し継続的に利益の配当又は利息の支払を求めうるため投資の対象となりうる有価証券を意味するにすぎない(錦不「証券取引法と株式会社法」株式会社法講座一卷三六三頁参照)。

(二) 有価証券の概念に関する諸学説については、本間「有価証券の概念に就て」青山還暦記念商法及保険の研究六一頁以下参照。

二 わが国の通説によれば、有価証券は、「財産的価値を有する私権を表章する証券であって、権利の発生・移転・

行使の全部又は一部が証券によってなされることを要するもの」と定義されている。^(三)従って、

(1) 有価証券を表章される権利は私法上の権利で、^(四)しかも財産的価値を有するものでなければならないが、^(五)親族法上のものに表章されえない。このような財産的権利であれば、債権はもちろんのこと、物権でも、社員権でもさしつかえない。債権を表章するものを債権証券といい、金銭債権を表章する手形・小切手・社債券、物品の給付を目的とする債権を表章する運送証券・倉庫証券^(五)、労務ないしサービスの給付を目的とする債権を表章する乗車券・観覧券等がこれに属する。次に、物権を表章するものを物権証券といい、現行法上は、物権のみを表章する証券の例はないが、債権とともにこれを担保する質権又は抵当権を表章するものとして、質入証券^(商五九八条以下)や抵当証券がある。次に、社団の社員たる地位を表章するものを社員権証券といい、株券はその典型的なものである。

